

国際エネルギースタープログラム基準等の変更に伴うロゴの扱いについて

平成25年9月9日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー対策課

国際エネルギースタープログラムの画像機器（プリンタ、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機、デジタル印刷機）については、米国EPAにおいて平成26年1月1日から基準等の変更が行われる予定となっており、日本においても同基準等の変更を予定しております。

そのため、日本において基準変更日以降に製造する製品に国際エネルギースターロゴ（以下「エネスタロゴ」という。）を貼付する場合は、「国際エネルギースタープログラム制度要綱」（※）に基づき、新たに「製品届出書」を経済産業大臣に提出する必要があります。

一方、現行基準において適合していた製品が、基準変更日以降の新基準に適合していない場合は、消費者に誤解を与えないよう現行基準のみを適合していることを示していただく必要がありますので、基準変更日までにカタログの刷り直しや現行基準のみの適合である旨又は新基準には適合していない旨の紙を差し込むなどの対応を速やかにお願いいたします。

なお、以下の場合は、上記の対応の必要はございませんが、以下の場合以外において、消費者に誤解を与える恐れがある場合は、可能な限り早期に対応をお願いいたします。

- ①現行基準において適合していた製品が、基準変更日以降の新基準に適合していない場合で、すでにカタログに現行基準のみ適合と明記されている場合
- ②基準変更日前に出荷した製品がすでに流通段階に移行しており、メーカーが管理できない状況にある場合
- ③基準変更日までに消費者の商品選択の際に特段の影響がない取扱説明書、梱包などに明記できない場合

(※)「国際エネルギースタープログラム制度要綱」

URL : http://www.energystar.jp/prod/data_outline/summary_2007_04.pdf

1 2. 国際エネルギースターロゴ

参加事業者は、経済産業大臣が別に定める対象製品に関する基準に適合する製品について、「製品届出書」を経済産業大臣に提出することにより、当該製品に限り、経済産業大臣が別に定める規程に基づき、別表に掲げる国際エネルギースターロゴを使用することができる。

(参考)「国際エネルギースタープログラム制度運用細則」

URL : http://www.energystar.jp/prod/data_outline/130601/saisoku_june_2013.pdf

○別表第1-3～1-8

その他

・適合の有効期限

国際エネルギースタープログラムの適合製品は、その製品の製造日時点で有効な基準を満たしていなければならない(製造日とは、各機器に固有のものであり、その機器が完全に組み立てられたとされる日(例：年月)である)。旧基準における適合製品は、その製品モデルの廃止まで適合が自動的に認められるものではない。追加製造分を含め現行基準に適合しない場合、その製品は適合製品とみなされない。